

令和7年度 中標津町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての部署が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、次の事業所等とする。

- ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 地域活動支援センター
- エ 生活介護事業所
- オ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- カ 小規模作業所

4 調達の対象品目

本町において障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品
食品、農作物類その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
軽作業、施設の清掃作業等その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の推進に関する基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を積極的に活用するものとする。
- (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的に行うとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における調達方針を策定し、又は見直したときには、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度の終了後、概要を取りまとめ公表する。

7 その他

この方針に関する担当窓口は、町民生活部福祉課とする。